

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 311.3 ha	幸区北加瀬 1 丁目地内において、箇所番号 3 を廃止する。 中原区上小田中 2 丁目地内において、箇所番号 1 5 8 を廃止する。 高津区久末地内において、箇所番号 2 5 7 を廃止する。 高津区上作延地内において、箇所番号 3 5 9 を廃止する。 宮前区犬蔵 2 丁目地内において、箇所番号 1 1 4 を廃止する。 宮前区梶ヶ谷地内において、箇所番号 1 3 9 を廃止する。 宮前区土橋 7 丁目地内において、箇所番号 3 0 7 を廃止する。 宮前区東有馬 1 丁目地内において、箇所番号 5 0 3 を廃止する。 宮前区水沢 3 丁目地内において、箇所番号 6 3 2 を廃止する。 多摩区堰 1 丁目地内において、箇所番号 1 8 5 を廃止する。 多摩区堰 3 丁目地内において、箇所番号 2 0 1 を廃止する。 多摩区長沢 2 丁目地内において、箇所番号 2 4 5 を廃止する。 多摩区南生田 3 丁目地内において、箇所番号 4 2 4 を廃止する。 多摩区長沢 2 丁目地内において、箇所番号 5 0 9 を廃止する。 多摩区南生田 2 丁目地内において、箇所番号 5 5 5 を廃止する。 麻生区栗木台 5 丁目地内において、箇所番号 1 6 6 を廃止する。 麻生区黒川地内において、箇所番号 1 8 6 を廃止する。 麻生区黒川地内において、箇所番号 1 8 8 を廃止する。 麻生区黒川地内において、箇所番号 1 8 9 を廃止する。 麻生区高石 1 丁目地内において、箇所番号 2 3 1 を廃止する。 麻生区金程 2 丁目地内において、箇所番号 3 7 0 を廃止する。 中原区宮内 1 丁目地内において、箇所番号 1 3 6 を縮小する。 高津区上作延地内において、箇所番号 5 5 を縮小する。 宮前区野川地内において、箇所番号 3 4 3 を縮小する。 宮前区野川地内において、箇所番号 3 9 5 を縮小する。 宮前区野川地内において、箇所番号 4 0 7 を縮小する。 宮前区野川地内において、箇所番号 4 3 7 を縮小する。 宮前区東有馬 1 丁目地内において、箇所番号 4 9 4 を縮小する。 宮前区東有馬 2 丁目地内において、箇所番号 5 1 3 を縮小する。 多摩区菅稲田堤 1 丁目地内において、箇所番号 1 1 0 を縮小する。 多摩区菅仙石 1 丁目地内において、箇所番号 1 4 3 を縮小する。 多摩区菅仙石 1 丁目地内において、箇所番号 1 4 6 を縮小する。 多摩区生田 7 丁目地内において、箇所番号 5 3 9 を縮小する。 多摩区生田 7 丁目地内において、箇所番号 5 4 0 を縮小する。 麻生区片平 5 丁目地内において、箇所番号 6 5 を縮小する。 麻生区金程 2 丁目地内において、箇所番号 6 9 を縮小する。

面 積	備 考
約 311.3 ha	麻生区東百合丘1丁目地内において、箇所番号272を縮小する。 中原区下小田中5丁目地内において、箇所番号116を拡大する。 中原区下小田中6丁目地内において、箇所番号127を拡大する。 中原区宮内2丁目地内において、箇所番号139を拡大する。 中原区宮内2丁目地内において、箇所番号165を拡大する。 高津区久本2丁目地内において、箇所番号341を拡大する。 宮前区有馬7丁目地内において、箇所番号63を拡大する。 宮前区神木本町3丁目地内において、箇所番号175を拡大する。 多摩区中野島4丁目地内において、箇所番号461を拡大する。 幸区南加瀬2丁目地内において、箇所番号13を追加する。 高津区上作延地内において、箇所番号388を追加する。 高津区千年地内において、箇所番号389を追加する。 宮前区野川地内において、箇所番号776を追加する。 宮前区菅生ヶ丘地内において、箇所番号777を追加する。 宮前区野川地内において、箇所番号778を追加する。 宮前区神木2丁目地内において、箇所番号779を追加する。 多摩区堰1丁目地内において、箇所番号565を追加する。 麻生区千代ヶ丘1丁目地内において、箇所番号436を追加する。 麻生区金程4丁目地内において、箇所番号437を追加する。 麻生区白鳥4丁目地内において、箇所番号438を追加する。
	合計箇所数 1,968

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成２０年３月に改定された本市の「緑の基本計画」において、農地の保全と活用として基本施策の一つに位置付けられており、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、「農」のあるまちづくりをめざすこととしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の追加及び区域の拡大をするものです。

また、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなり、市への買取り申し出及び他の農業従事者への斡旋が、共に不調であったため、行為制限が解除されたものや、道路などの公共施設の用に供されたもの等について、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。